

金融・保険市場におけるトピックス

【欧州・規制動向】

○保険ヨーロッパがフィンテックに関する欧州委員会の意見公募に回答

EU 域内の保険協会の連合体である保険ヨーロッパ（Insurance Europe）は 2017 年 6 月、欧州委員会がデジタル単一市場（以下「DSM」）戦略を推進するうえで意見公募に付していた「フィンテックにより欧州金融分野の競争力を高める」方針に対し意見を表明した。

まず、欧州委員会が金融技術タスクフォースを設立したこと、およびこのタスクフォースが保険分野の技術革新の発展を支援するという政策目標を掲げたことを歓迎するとし、規制的あり方に関する次の 4 点の意見を表明している。

① 消費者保護で保証されるべき規制レベルの同等性

保険商品の購入先が既存保険会社、インシュアテック新興会社、または新規参入会社のいずれであっても、消費者が同一の権利と効果的な保護を受けられるように、EU の消費者保護規制はいずれの会社にも同等に適用されるべきである。

② 将来の変化を踏まえた法規制

保険の法規制やガイドラインは、デジタル化と親和性を持ち、デジタル技術を促進し、消費者、既存保険会社、インシュアテック新興会社、および新規参入会社が社会のデジタル化による利益を受けられるようにすべきである。

③ イノベーションへの支援

加盟国の監督当局が運営する情報交換の場などの革新的なソリューションの利用は、革新的な商品・サービスの開発に挑戦するすべての既存保険会社、インシュアテック新興会社、および新規参入会社に開放すべきである。

④ 高度なサイバーセキュリティ

民間部門と公共部門の間でサイバー関連情報の共有を促進すべきである。

なお、DSM 戦略は、2015 年 5 月に、EU 域内のデジタル市場における障害の撤廃を図り、市場を 1 つに統合することを目指す施策として欧州委員会が発表したものである。2017 年 3 月には、DSM 実現の一環として、保険業界を含む金融業界をフィンテックにより競争力を高める方針を明らかにし、意見公募を求めている。その際、フィンテックに注力するとされた金融業界における DSM 戦略推進策は、以下の 4 点であった。

① AI やビッグデータ利活用による金融サービスへのアクセス促進

② クラウド等の利活用による金融業界のコスト削減と効率化

③ 参入障壁の低下による企業の競争力向上

④ データ保護とデータ共有のバランスを図ること

（欧州委員会ウェブサイト、Lexology2017.4.20、保険ヨーロッパ ウェブサイトほか）

【イギリス・市場動向】

○保険専門の法律事務所が4大陸横断のネットワークを立上げ

イギリスの上位保険会社15社のうち13社の代理人を務めるBLM法律事務所は、世界の7つの保険専門の法律事務所が共同ネットワークとして「グローバルな保険の法律に関する連携（Global Insurance Law Connect）」を創設したと発表した。

このネットワークは、BLM（イギリス）、Batini Traverso Grasso&Associati（イタリア）、Byrd&Associates（フランス）、および Foran Glennon Palandech Ponzi&Rudloff PC（米国）など主要国に存在する、保険の法律を専門に扱う法律事務所が主導して立ち上げられた。他のメンバーとして、Blanco&Asociados（スペイン）、Khaitan Legal Associates（インド）、および Santos Bevilaqua Advogados（ブラジル）がある。

このネットワークには、生産物賠償責任保険、会社役員賠償責任保険、海上保険、エネルギー保険、およびサイバー保険のような事業分野で、グローバルに保険の専門知識を共有する法律およびリスク専門の14の分科会が含まれている。

「グローバルな保険の法律に関する連携」のマイク・ブラウン会長は、次のように述べている。「私たちのグローバルな連携は、顧客の要望から生み出された。保険業界は、専門家によるアドバイスが複数の市場で協調的に提供されることを望んでいる。保険会社、再保険会社、ブローカーおよび保険契約者は、適切な場所で適切な方法により適切なアドバイスを利用するとともに、リスク管理に費やす時間と費用を節約するため、私たちのネットワークを利用できるという安心感を得られる。」

（Market News from the Willis Re Japan Team 2017.6.29、BLM ウェブサイトほか）

【米国・規制動向】

○運転中のスマホ操作などについて、PCIが不注意運転禁止キャンペーンを推進

米国では、この2年間で交通事故死者数が14%増加しており、このような増加は50年ぶりである。全米規模で交通事故死者数が増加している主要な原因の一つと考えられているのがスマートフォン（以下「スマホ」）操作などによる不注意運転である。

米国損害保険者協会（以下「PCI」）は、2016年4月から、米国運輸省道路交通安全局の「1回のスマホ操作が人生を台無しにする」という不注意運転禁止キャンペーンを推進している。PCIのロバート・パスモア（Robert Passmore）副会長（個人向け保険商品担当）は、昨年段階で、「不注意運転による自動車事故に関連した保険金支払が高額化してきている。この傾向が続けば、運転中にスマホ操作をしたり通話したりする行為を禁止する法律の制定、強化の取組がますます重要になってくる。」と述べていた。

PCIによると、ほとんどの州において運転中のスマホ操作を制限する法律が制定されていることに加えて、2017年に入ってからこれまでの間、12州において不注意運転に関する取組強化の立法措置が取られている。取締強化や罰則・罰金の引上げなどを内容とする改正法がアイオワ州、ワシントン州、アーカンソー州など9つの州で施行されて

いるほか、他の3つの州でも同内容の法律改正作業が進行中である。

(Insurance Journal 2017.6.1、PCI ウェブサイト)

【米国・市場動向】

○米国の損害保険業界は2016年に47億ドルの保険引受損失を計上

米国損害保険者協会（PCI）および保険リスク分析会社のベリスク・アナリティクスが公表した2016年の米国損害保険業界の保険引受成績によると、税引後利益は前年の568億ドルから426億ドルに25%減少し、保険引受損益は前年の89億ドルの黒字から47億ドルの赤字となった。

損害保険の収益性を示す指標の1つであるコンバインド・レシオも、2015年の97.8%から2016年には100.7%に悪化することになり、正味収入保険料の伸び率は前年の3.5%から2016年は2.7%に鈍化した。

保険会社の業績を悪化させた原因の1つとして、2016年は1980年以来最多の43件の巨大自然災害が発生したことが挙げられる。この結果、米国に被害をもたらした巨大自然災害による財産保険の付保損害額は、前年の152億ドルから2016年には216億ドルとなり、過去10年間の平均損害額である192億ドルを上回る結果となった。

(ベリスク・アナリティクス プレスリリース 2017.5.8 ほか)

○損害調査現場でのドローン利用増加に伴う規制緩和要望

米国大手保険会社のトラベラーズは、トラベラーズ損害調査大学を通じて、損害調査担当者へのドローン研修を行い、これまで約150名のドローン操縦者を養成してきた。トラベラーズのドローン研修はもともと、2016年8月から施行された連邦航空局による事業用ドローン規制を見越して2015年春に開始されたものである。

2018年は保険会社のドローン利用が大幅に増加することが予想されている中、トラベラーズの自動車・財産・大災害損害調査担当上級副社長のパトリック・ジー（Patrick Gee）氏は、「ドローンに関連する多くの規制は、保険会社が留意すべき最大の課題の1つである。損害調査現場へのドローン利用増加に伴って直面する課題は、空港周辺でのドローン利用である。」と述べている。連邦航空局は、空港周辺に航空機の空路とドローンの飛行区域とを分けるための緩衝地帯を設けているため、損害調査の現場が空港に近過ぎると、ドローンの使用が不可能となる。

トラベラーズは、個々の物件調査においてドローン利用が妨げられないよう、連邦航空局が緩衝地帯周辺の規制緩和を行うことを要望している。

(Insurance Journal 2017.6.5 ほか)

【香港・規制動向】

○新たな保険監督庁が中国の保険当局と連携する方針を示す

規制改革の一環で政府組織から独立した保険当局として新たに設立された香港保険庁（Hong Kong Insurance Authority）は2017年6月26日、これまでの保険監督局（OCI）からすべての保険監督業務を引き継ぎ、業務を開始した。

最新の統計によると、2016年1月から9月までの香港における生命保険商品の収入保険料の約4割は、本土の中国人によるものとなっている。こうした状況を踏まえ、香港保険庁は、本土の中国人の利益を守るために、保険事業者の違法行為や不正販売行為を撲滅するなど保険監督上の対応が必要となる他、越境取引から生じる通貨リスクや消費者としての権利を本土の中国人に理解してもらうことが必要と考えている。このため、保険事業者監督と消費者教育について、今後、中国本土の保険当局である中国保険監督管理委員会（CIRC）と密接に連携していく方針であることを示している。

（South China Morning Post 2017.6.11、Asia Insurance Review 2017.6.12 ほか）

【ミャンマー・規制動向】

○保険市場開放の詳細が3ヶ月以内に発表される見通し

2017年6月、ミャンマー政府は外資系保険会社による保険引受の認可を含む、さらなる保険市場開放に向けた詳細な計画を3カ月以内に発表することを明らかにした。

中国、インド、日本などの投資関係者が出席して6月に開催されたミャンマー投資フォーラム2017において、国営ミャンマー・インシュアランスの幹部は、計画・財務省の保険改革計画の概要を説明した。ミャンマー政府は、よく整備された競争力のある保険市場の構築を目標としており、世界銀行グループの支援を受けて包括的な保険市場自由化の計画を既に確定させ、内閣の承認を得たとしている。

国営ミャンマー・インシュアランスの保険市場独占が終了し、国内民間部門の保険市場参入が可能となった2013年以来、これまで11社の民間保険会社が認可を取得し、外資系では日系3社が経済特別区（Special Economic Zone：SEZ）のThilawa（ティラワ）での認可を得ている。外資系企業へのさらなる市場開放が期待される一方、民間分野における保険専門知識の不足など課題も多く、政府は自由化に向けたより一層の規制と監督体制の強化が必要であるとみている。

（Nikkei Asian Review 2017.6.8、Asia Insurance Review 2017.6.9 ほか）

【アフリカ・市場動向】

○アフリカン・リスク・キャパシティ（ARC）が自然災害リスクの調査研究覚書をアフリカ連合加盟国と締結

アフリカン・リスク・キャパシティ（ARC）は、アフリカ連合（AU）^{（注）}加盟国において発生する自然災害に対応することを目的として、2012年に設立された自然災害保険

プールである。

ARCはこれまで、干ばつリスクに特化した保険カバーを提供してきたが、新たに洪水とサイクロンのリスクにも対応するため、今般、アフリカ連合（AU）加盟の16カ国と覚書を締結し、これらリスクの調査研究を実施することとした。

自然災害への対応について、ARCは、従来の被災後対応から、今後は被災前対応に重点をシフトすることで、被害の最小化を図ろうとしている。

ARCは現在、全世界24の再保険会社への出再によりリスクの分散を行っており、またドイツ開発銀行・イギリス政府からの無利子融資などの協力も得ていることから、その運営は安定的である。今後は2020年までに、30カ国において1億5,000万人に支払限度総額15億ドルの保険カバーを提供することを目指している。

（注）アフリカ55の国・地域が加盟する世界最大級の地域機関。

（Business Insurance ウェブサイト 2017.6.2、ARC ウェブサイトほか）